

## マイクロバス使用運行規定

(目的)

第1条 この規定は、オール笠岡ドリームス（以下は「チーム」という。）が所有するマイクロバス（以下は「バス」という。）の運行に関する基本的な事項について規定する。

(使用の限定)

第2条 バスの使用は、チームの試合等の遠征時の選手の会場への移動手段として使用する。（笠岡市内及び近隣の会場を除く。）

(運転者の限定)

第3条 バスの運行できるのは中型免許（限定解除済）以上の運転免許を有するチームスタッフ及び保護者会役員（会長・副会長）とする。

\*上記の運転者が不在の場合はチームが依頼し運行を認めたものは可能とする。

(運行の範囲)

第4条 バスの運行範囲は原則として中国、四国、関西圏までとする。

(安全運転の厳守)

第5条 運転者は常に交通法規を厳守し、道路事情に留意して安全運転をしなければならない。運転者は1日の走行距離を350kmまでを上限とし、連続運転時間は2時間までとする。また、安全運転を厳守するために走行中の飲食、ナビ操作等の運転に支障きたす行為は禁止する。また、体調管理には十分留意し前日には十分な睡眠時間を確保するように努める。

(車両管理責任者)

第6条 バスの安全運転管理体制等の管理を行う者（以下は「車両管理責任者」という。）は岩崎雄とし、車両管理責任者は、常にバスの運行状況を把握し、定期的な安全点検・整備、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の加入等の確認を行うと共に、運転者に対して安全運行に関する教育・指導を行うこと。

(損害賠償)

第7条 運転者または同乗者が故意又は重大な過失によってバスが破損した場合はチームスタッフ及び保護者会役員で協議し修理代を請求する。

(運行経費の負担)

第8条 運行経費（燃料費、有料道路代、駐車料金）についてはチームスタッフ、運転者、保護者を除く乗車したもので負担する。

\*運行経費については別紙参照

(バスの貸出し)

第9条 バスの貸出しについては原則禁止とする。但し、チームスタッフ及び保護者会会長が認めた場合はこの限りではない。

\*バスの貸出し規定については別紙参照